

山口県における治療と仕事の両立支援の取組状況

地域両立支援推進チームの会議開催

日時：平成29年 9月14日 第1回開催

構成員：①日本労働組合総連合会山口県連合会②特定非営利活動法人日本キャリア開発協会中国・四国支部③一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部④一般社団法人山口県医師会⑤山口県医療ソーシャルワーカー協会⑥山口県がん診療連携協議会相談支援部会⑦山口県経営者協会⑧山口県健康福祉部医療政策課⑨山口県健康福祉部健康増進課⑩山口県商工労働部労働政策課⑪山口県社会保険労務士会⑫山口県商工会連合会⑬一般社団法人山口県労働基準協会⑭独立行政法人労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センター⑮独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院⑯山口労働局雇用環境・均等室⑰山口労働局職業安定部職業安定課⑱山口労働局職業安定部職業対策課⑲宇部公共職業安定所⑳山口労働局労働基準部健康安全課(事務局)

取組状況

○山口労働局

http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/20171204_001.html

病気でも働き続けてほしい

— 働きたい人の気持ちを応援したい。 —

山口県地域両立支援推進チーム

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。
しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

治療と職業生活の両立支援とは？

回復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など
勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

治療と職業生活の両立支援の大切さ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することがないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

両立支援制度の導入に向けて

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のための**ガイドライン**」
- 両立支援制度の導入に向けて活用できる制度
 - ・山口産業保健総合支援センターの「両立支援促進員」による各種**無料支援**
 - ・「治療と仕事の両立支援制度」を導入する事業主への**助成金**の支給

○山口産業保健総合支援センター

●研修会の開催

平成 30 年 1 月 11 日 14 : 20 ~ 15 : 20

会場 : 光市民ホール 小ホール

「心も身体も健康に～治療と仕事の両立をめざして～」

平成 30 年 2 月 2 日 14 : 40 ~ 16 : 10

会場 : シンフォニア岩国大会議室

「病気になっても仕事を続けたい～治療と仕事を両立させるためには～」